

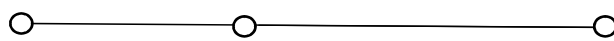
## 令和3年度介護職員初任者研修受講支援補助金の交付申請手続きについて

- ・令和3年度介護職員初任者研修受講支援補助金については、令和4年3月31日までに交付申請書を提出してください。
- ・申請者は、介護職員初任者研修を修了した後、介護施設等で就労して継続3か月を経過した日から1か月以内に交付申請書を提出してください。その後、県の交付決定及び額の確定通知書を受領した後、請求書を提出してください。

### 1 補助対象になる場合

#### (1) 通常

(状況) 研修修了 就労開始

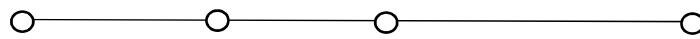


(日付) 5/1 6/1 9/1

(手続き) 交付申請 (～9/30)

#### (2) 研修修了前に就労開始した場合

(状況) 研修受講開始 就労開始 研修修了



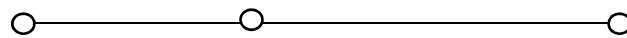
(日付) 5/1 6/1 7/1 10/1

(手続き) 交付申請 (～10/31)

### 2 補助対象にならない場合

#### 就労を開始したが、年度内に継続3か月を満たさない場合

(状況) 研修修了 就労開始 就労して継続3か月



(日付) 12/1 2/1 5/1

- ※ 2/1から就労が決まっても、年度内に就労期間が3か月に満たないため対象外。  
この場合、翌年度に交付申請をすること。